

1. 議事日程（平成30年第4回北広島町議会定例会）

平成30年12月19日

午前10時開議

於 議 場

日程第1	議案第95号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第2	議案第96号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第3	議案第97号	北広島町手数料条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第98号	北広島町税条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第99号	農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例
日程第6	議案第100号	北広島町地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第101号	北広島町給水条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第102号	北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例
追加日程第1	発議第10号	議案第102号北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例に対する附帯決議
日程第9	議案第103号	指定管理者の指定について（北広島町豊平診療所）
日程第10	議案第104号	広島県市町総合事務組合規約の変更について
日程第11	議案第105号	財産の無償譲渡について（雄学館・同給食室）
日程第12	議案第106号	工事請負契約の変更について（上草田ため池災害復旧工事／工期延長）
日程第13	議案第107号	平成30年度北広島町一般会計補正予算（第4号）
日程第14	議案第108号	平成30年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第109号	平成30年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第110号	平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第111号	平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第112号	平成30年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第113号	平成30年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第114号	平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第115号	平成30年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第116号	平成30年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第23	議案第117号	平成30年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第2号）
日程第24	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて
日程第25	審査報告	請願、陳情等の常任委員会審査報告
日程第26	陳情審査	陳情第9号 平成30年度北広島町行政施策に対する要望書
日程第27	陳情審査	陳情第10号 平成31年度理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてのお願い

日程第28	陳情審査	陳情第12号	北広島町立の小学校・中学校空調設備設置に関する要望書
日程第29	陳情審査	陳情第13号	信号機設置に係る陳情書
日程第30	陳情審査	陳情第17号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願書
日程第31	陳情審査	陳情第19号	平成31年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書
日程第32	発議第8号		安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出について
日程第33	発議第9号		岩国基地所属米軍機の墜落事故の原因究明と再発防止策が講じられるまで同型機の飛行停止を求める意見書
日程第34			閉会中の継続審査の申し出について（4件）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	濱田芳晴	2番	美濃孝二	3番	真倉和之
4番	湊俊文	5番	敷本弘美	6番	森脇誠悟
7番	宮本裕之	8番	山形しのぶ	9番	亀岡純一
10番	梅尾泰文	11番	室坂光治	12番	服部泰征
13番	伊藤淳	14番	中田節雄	15番	大林正行
16番	伊藤久幸				

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	中原健	教育長	池田庄策
芸北支所長	清見宣正	大朝支所長	竹下秀樹	豊平支所長	益田智幸
危機管理課長	野上正宏	総務課長	畑田正法	財政課長	植田優香
企画課長	砂田寿紀	税務課長	浅黄隆文	福祉課長	細川敏樹
保健課長	福田さちえ	農林課長	落合幸治	商工観光課長	沼田真路
建設課長	川手秀則	町民課長	迫井一深	上下水道課長	中川克也
消防長	石井雅宏	学校教育課長	石坪隆雄	生涯学習課長	西村豊
会計管理者	畑田朱美	国土調査事務所長	堂原千春		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂本伸次                      議会事務局 田辺五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） おはようございます。本定例会も本日が最終日となりました。本日は、審議、採決となっております。質疑応答は、要点のみ簡潔に行い、採決では、起立なり、挙手をはっきり分かるようお願いをしておきます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第95号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第1、議案第95号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。伊藤淳議員。

○13番（伊藤淳） 13番、伊藤淳です。人事院勧告は、必ず履行しなければいけないものなのかという質問と、今回の昇給、現在の町職員の給料、これが妥当であるという根拠を質問いたします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 人事院勧告に準ずる必要があるかということでございますけども、法的には、この人事院勧告に則って給与制度を改正しなければならないというふうなものは、強制的なものはございません。しかしながら、給与制度そのものは国家公務員の給与制度に準じて作られている状況がございます。これは他の自治体も同様でございます。こうしたことから、給与に関する改正でありますとか扱いにつきましては、根拠になるものについて、人事院勧告でありますとか、人事院規則によることとしているものでございます。

○議長（伊藤久幸） 他に質疑はありますか。12番、服部議員。

○12番（服部泰征） 12番、服部です。前、質問した際に、上げるのは若年層の確保、それから、民間とは給与カーブは異なって、初め低いが上がっていくという説明を受けて、それは納得したんですが、やはりこの厳しい財政難で、民間は上がらないともあると思います。今後、例えば、そういった企業の人数が近い企業とかと比較をして、それでどうなのかというような視野を入れるのかどうか、それとも人事院勧告だけでやるのか、町内の同じような形態の企業と比較して、それと比較して行うことも考えていくのか、そのあたりを教えてください。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 考え方としましては、先ほど申し上げたとおりでございます。この人事院勧告に基づく調査でございますけども、現在は、50人規模以上の企業、事業所を対象にした調査をした結果として出されているものでございます。また、広島県の人事委員会の勧告もございまして、これも同様な調査をして、同様な結果が出ております。なかなかこういう

調査を独自でするということも難しいということもございますし、給与の扱いにつきましても先ほど申し上げたとおりでございますので、今後も、こういう調査を基に出た勧告を基準に、給与の制度を考えていきたいというふうには思っております。

- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）
- 議長（伊藤久幸） 挙手多数です。従って、議案第95号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 議案第96号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（伊藤久幸） 日程第2、議案第96号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）
- 議長（伊藤久幸） 挙手多数です。従って、議案第96号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 議案第97号 北広島町手数料条例の一部を改正する条例

- 議長（伊藤久幸） 日程第3、議案第97号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第97号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第98号 北広島町税条例の一部を改正する条例

- 議長（伊藤久幸） 日程第4、議案第98号、北広島町税条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質

疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第98号、北広島町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第99号 農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第5、議案第99号、農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第99号、農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第100号 北広島町地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第6、議案第100号、北広島町地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第100号、北広島町地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第101号 北広島町給水条例の一部を改正する条例

○議長（伊藤久幸） 日程第7、議案第101号、北広島町給水条例の一部を改正する条例を議題

とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、伊藤淳議員。

○13番（伊藤淳） 13番、伊藤淳です。今回の値上げは、過去の違法取水による損失補償ではないのかという点。また、今回の値上げで、すべての水道管を取りかえる費用を捻出できるのか。数年後に同じ理由で値上げされる可能性はあるのか。これを質問いたします。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 今回の条例改正につきまして、水道料金改定ということで、値上げをするということでございますけれども、これまでの壬生浄水場での違法取水に対する補償とかというところではなく、これから発生する、今までも発生をしておりましたけれども、維持管理等に対する経費を求めるものでございまして、違法取水に対しての補償とかいうことではありません。それから、今回の料金改定によりまして、今後の配水管等の更新がすべて賄えるかというご質問でございますけれども、すべて賄うことはできません。その一部をこの値上げによって賄うものでございまして、すべてを賄うということはできません。それから、今回の料金改定につきましては、今後5年間の経営計画に基づいて料金を設定をさせていただいておりますので、これ以降、また算定期間を設けまして、随時、水道事業の経営を見直していくというところでありますので、今回の改定が、それですべて終わりということではありません。以上です。

○議長（伊藤久幸） 13番、伊藤淳議員。

○13番（伊藤淳） では今回、違法取水のものではないということではありますが、住民からの不信感があると思います。今の情報等をどのように周知されるのか、その計画はありますか。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 今の計画とおっしゃられるのは、今回の条例改正のことでございますか。本日、採決していただきまして採択になりますと、来年1月から水道利用者各戸に、改定の内容について、通知を郵送で送らせていただくようにしております。それから、きたひろネットの町政の窓におきまして、1月中旬及び3月に、料金改定についての説明をさせていただくようにしております。併せて広報にも、料金改定について掲載をしていくようにしております。それから、納付書による納付をされる方につきましては、5月の納付書発送時に、その料金改定についての内容について、同封させていただいて送付をする予定でございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 12番、服部議員。

○12番（服部泰征） 12番、服部です。水道料金値上げのほうは理解できたんですが、工事分担金とメーター使用料が下げられているんですけど、この下がった理由と、これによりいくぐらい下がるのか、その辺りをちょっと教えてください。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 工事分担金及び水道メーター使用料につきましては、今まで税込み表示をしておりましたので、今回、料金改定によりまして、税抜き表示に改めさせていただくということで、金額的には下がった表示になっております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。それぞれの自治体で、自治体に見合う水道料金の体系を決めておられるというふうに思いますけれども、このたび北広島町も水道料金の体系を少し変えていくよということではありますが、隣の市であります広島市は、言うてみれば、

水道使用料の使用量が少ないところは、非常に安いというふうにお聞きしているんですけども、そちらとの対比というふうなことは考えられたのか。一番安いところの体系の金額は、立米当たりいくらということは、把握しておられればお聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 議員おっしゃられますように、広島市の水道料金につきましては、一番安い単価で5円というような単位で、水道料金の徴収をされておられます。各市町それぞれ逦増の従量料金での設定をされておきまして、広島市さんは5段階とか、併せて使用形態によって、料金の設定の仕方が変わってくるというような状況の把握はしております。県内で一番安い大竹市さんにつきましては、料金体系までは精査をしておりますけれども、額的な差というのは、北広島の約半額というような設定をされておられるということは把握しております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 隣の市の広島市の水道単価が5円というふうにおっしゃったんだろうというふうに思いますが、今の5円は、端数が5円ということなのか、立米当たりが5円だということなのか、そのところ詳しくお伝え願いたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 10㎡までが5円ということでございます。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 非常に安くてびっくりをするわけではありますが、よその市のことでありますから、判断はできにくいというふうには思いますけれども、5円で水道事業会計が賄えるというふうには当然思いませんけれども、そこを見習うというふうなことはないんですか。と言いますのは、この町のこのたびの水道料金の体系が、言うてみれば、税金という累進課税というか、たくさん使うところ、たくさん水道を使用する方のほうが、随分と料金も高いですよというふうな体系であったものが、そうではない方向に是正をされつつあるという、この会計がありますが、今の広島市を見習って、そうではなくて、安いほうに向かうというふうな方法は、考えられないんですかということをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 上下水道課長。

○上下水道課長（中川克也） 先ほど、広島市さんの単価でございますけれども、10㎡までが1㎡当たり5円ということで、一番高いところで、40㎡から100㎡までが229円というような単価で、料金の徴収をされているということでございます。議員おっしゃられますように、逦増型で従量料金の徴収をさせていただいておりますけれども、全国的な流れというか、日本水道協会の見解として、基本的には均一料金が正当であろうと。ただ、利用形態、それから利用される使用の段階的な区分、利用水量の段階的な区分によって、その料金がトータル的に、水道事業の料金収入どれだけのものを占めているかというふうなところの計算もしながら、料金の設定をさせていただいております。今回の料金改定につきましては、全体的な収入をおおむね110%にしていこうということで進めさせていただいて、算定期間の5年後について、トータル的には9.2%の増額ということにはなってくるんですけども、そういった中で、北広島におきましては、利用される割合というのが、一般家庭でお使いの量が多いということで、その金額について調整をさせていただきながら、併せて逦増度につきましても1.33から1.28というような逦増度の率を下げていくというような形態にして、今回提案をさせ

ていただいております。以上でございます。

- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第101号、北広島町給水条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。この条例は、水道料金を値上げする条例ですが、主に次の理由で反対するものです。1つは、水道事業と簡易水道事業が統合して、北広島町の約半分の世帯、住民の暮らしに影響する値上げであり、まちづくり基本条例第18条のまちづくりの重要な条例に当たるにもかかわらず、その条例に沿って手続をしていないことです。条例解説書では、重要な条例の制定または改廃など、住民に大きく影響する意思決定については、その過程を随時公開するとともに、意見公募、パブリックコメントなどにより住民意見を求めるとしています。しかし、今回の水道料金改定に当たっては、4回の検討委員会を開いたものの、具体的な値上げ案を示しての意見公募はしないまま議決を求めているからです。2つ目は、値上げ案は、庶民が使用する水の値上げ率を最も高くして、大口利用者が使用する水の値上げ率は大幅に低くしているからです。その理由として、大口利用者の事業経営の影響を可能な限り配慮するとして、料金体系のフラット化を挙げていますが、北広島町の通増度は全国より進んでおり、さらに県内で、企業など大口利用者が使用する水の料金は、県内で2番目に安くなっているため、特別に配慮する必要はないからです。反面、年金や給与は上がらないのに、物価高や重い保険料負担の中、生きていくために欠かせない庶民の水道料金を大幅に引き上げれば、暮らしは苦しくなるばかりです。さらに来年には、消費税が増税されようとしています。将来にわたって安定して水道事業を進めるためには、企業にも適切に負担してもらい、庶民の暮らしを守ることが必要です。国が老朽管対策等に必要な財源を確保しない中では、値上げそのものに反対するものではありませんが、今回の改定案は、公平ではないと考えます。そのため、まちづくり基本条例に基づいて、もっと住民の意見を求めることが必要であると考え、条例に反対するものです。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（伊藤久幸） 次に、賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（伊藤久幸） 起立多数です。従って、議案第101号、北広島町給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第102号 北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例

- 議長（伊藤久幸） 日程第8、議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。豊平病院を無床診療所にするかどうか、この後採決されます。県は、安心なしにゼロ、無床にすることは考えられないと危惧していることもあり、この間の不安、疑問点が最終的にどうなったか、3点について質疑を行います。まず、第1に、交通手段の確保です。一般質問で町長は、必ず確保するとも述べましたが、具体的なことは明

らかにしませんでした。今日までに安心できる交通手段が確保できたのか伺います。運行主体、車両、料金、便数、コストなどは、誰が持つのかなど明確にお伝えください。2つ目は、生活支援ハウスについてです。今議会中に、サービス付高齢者住宅の予定が法的に課題があり、国の制度で設置者が北広島町である生活支援ハウスに変更になり、明和会に指定管理料を無料で受けてもらおうとしています。しかし、利用人員5名以下の場合は、常勤の生活援助者を1人配置しなければなりません、その給与約500万円は誰が負担するのか。お答えください。また、維持管理費と国の交付金についてですが、入居者は毎月利用料を払いますが、その額は収入によって異なっており、年120万円以下は無料で、10万円増えるごとに増えて、最高は年収240万円以上の場合5万円となっています。例えば、年金支給額月15万円の場合は年180万円となり、月使用料は1万9000円、5人全員がこの場合だと、年間114万円の収入しかありません。生活援助者給与を例えば500万円とすると、386万円不足になりますが、これは指定管理者と合意できるのか、伺います。3つ目は、当初、明和会が提出した事業計画に比べて、2診体制にするための看護職員、事務員、介護職員、PT理学療法士、OT作業療法士、そして先ほどの生活支援ハウスの生活援助員など、かなり人件費や改修費用が増えると考えますが、いくらぐらい増え、そのことについて指定管理者との合意はできているのか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 箕野町長。

○町長（箕野博司） まず、交通手段の関係でありますけども、4月から新しく豊平診療所というのを想定しているわけですが、現豊平病院のところから千代田地域の3つの病院に向けて、萩原埠、そして本地経由で行く便を午前中1便、午後1便程度を考えております。今想定しておるのは、週に3回、3日間ほど午前と午後というような形で想定はしておりますが、細かいところは、今から詰めていくということになります。いずれにしても、そういった交通手段を確保するという事で進めてまいります。あとの質問については、担当のほうからお答えさせていただきます。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 2つ目の質問でございます。生活支援ハウスの生活援助者の報酬等はどうなるかということでございます。こちらにつきましても、今、次の指定管理者のほうとも協議をさせていただくところでございますが、報酬についても、合意の中での指定管理料無料というところでございます。併せて、次の2診体制についてのスタッフのほうの給与等でございます。診療所につきましては、診療所、併せて介護部分に関しては、指定管理者のほうで見えていきます。改修費用につきましては、診療所の部分につきましては、町の改修費用となりますが、まだ、こちらのほうの改修費用、どのぐらいになるかというのは、見積もりのほうが出ておりませんので、詳細のほうは、また具体的には今後となると思います。介護事業所のほうに関しまして、生活支援ハウスに関しての改修費用につきましては、次の指定管理者が改修する予定でございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 交通問題については、4月からということですが、まだ具体的に見えないんで安心できませんが、料金はいくらと考えているのか、伺います。この交通手段、本地経由のことですが、往復1時間、これは負担になるんじゃないかという声があります。自宅から豊平病院に行くまでもご苦労されておられるのに、さらに往復1時間かかることが病人にとっ

て負担にならないと考えておられるのか、伺います。さらに、先日の一般質問では、整形について、千代田の医療機関で受けられるようにしたいと説明がありましたが、該当する医療機関が今以上に受け入れられるのか。また、合意できると考えられるのか、伺います。次に、生活支援ハウスについてですが、国は、5名以下の場合、利用者の負担金を除いた基準額を約650万円程度とし、その3分の2を補助金として、普通交付税で町に交付することになっていると聞きますが、間違いはないでしょうか。しかし、先ほど答弁あったように、指定管理料がゼロのため、指定管理料として支給できず、町の財源となりますが、指定管理者の理解は得られると考えているのか、伺います。また、居室についてです。原則個室で18㎡以上必要とされています。しかし現豊平病院の2階の病室は、1部屋約32㎡ではないのかと考えますが、間違いでしょうか。もし、そうだとすれば、簡単に2つに分ければいいとはならず、壁を撤去し、改修するとともに、各室に少なくともトイレ、調理設備、洗面所、収納スペースを設置するなど、大規模な改修が必要となるのではないかと考えますが、先ほどの説明では、指定管理者が負担するとのことです。大丈夫かどうか、伺います。また、当初事業計画で2階の有効利用として、各室約16㎡のグループホーム18室を計画していますが、このスペースが大きく削減され、収支に影響はないのか伺います。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） まず最初に交通のところでございます。先ほど申しました交通の手段の確保についてでございますが、豊平診療所を始発として本地経由で千代田地域の医療機関へ回る、3病院のほうへ回るルートは今考えております。予算化していくところでございますが、利用料金につきましては、今考えておりますのは、デマンドと同等ぐらいの自己負担金額で思っておりますので、400円程度で片道と考えてはおります。次に、外来のほうでございます。千代田地域の整形外科の外来診療がある医療機関がございますので、そちらのほうの外来診療も利用できると考えております。先ほどの交通のほうで、1時間ぐらいかかるのに病人はどうかというところがございます。今現在、豊平病院にかかってらっしゃる方は、大方の方がご自宅から豊平病院までは自家用車、デマンドでの通院となっております。そこまでは、これまでどおり自家用車なりデマンドを使ってきていただいて、そこからの交通確保という形で考えておりますので、本地経由でございましたら、千代田地域まで2、30分で来られるので、負担的には、病気がある方ですので大変かとは思いますが、そちらのほうは理解していただけたらと思っております。次に、生活支援ハウスの部屋のことでございます。部屋につきましては、今5部屋を考えてはおります。豊平病院の2階部分に個室が5部屋ございます。こちらのほう、個室のほうには現在もトイレ、洗面所、お風呂のところがございますので、今後整備していかないといけないのは調理のできる小さな調理スペースかなと思っておりますので、そちらのほうは水道もついておりますので、洗面所がございますので、さほどの改修費用にはならないかと考えております。あと、グループホーム18室を予定されております。2階部分、5部屋をとらせていただいても、大きな建物でございますので、十分にスペースはございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 交通問題ですけれども、やはり大変じゃないかと、具合が悪い人をお願いするということが、大変じゃないかなと思っておりますが、これを解決する方法がないのかどうかということですね。生活支援ハウスについてですが、5部屋、個室と言いましたが、明和会が提

出した事業計画書の配置図を見ますと、16㎡で全部分けてあるんですね。それを18㎡必要となると、構造自体を変えなくちゃいけないんじゃないかというふうに思うんですがということでお伺いしたわけです。かなりの負担になるんじゃないか。調理できるというのは、各室に設置しなくちゃいけないということですから、水道等も1部屋1か所であれば、それを2つに分けるとかという形が必要になるんじゃないかと、そういう費用計算はしているのどうかということをお伺いします。それで、この生活ハウスについてですが、元々国の制度で、運営するには赤字になるから、普通交付税で3分の2を補助すると。不足分は、自治体が乗せて指定管理に出すと。だから維持できるわけで、それがない限りは指定管理者が全て負担をするというふうになるわけです。そうなりますと、赤字になるために管理が維持できるのか。あるいは指定管理料でなく、この普通交付税分を別な形で、町がこの病院に対して負担をしようとしているのかを伺います。それと生活ハウスの2階の件ですけども、5部屋と言われましたが、今、正確にその病室が10以上あるだろうと、約半分使うとなると、その半分の残りはどういう施設になるのか、伺います。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 具合が悪い方が、豊平から千代田に行くのにどうかということがございます。これは豊平地域の方に限らないことかなと、今聞かせていただいているところでございます。どこの地域の方に関しましても、自宅から医療機関まで距離の長い方もいらっしゃいます。その中で、いろんな交通手段を使って、今通院をさせていただいているところもございます。豊平診療所になったときに、在宅での診療という形で、訪問診療のほうも力を入れていきたいということも、今言われておりますので、そちらのほうで、通院が難しい方に関しては、訪問という形も一つの方法かと思っております。併せて、生活支援ハウスの交付税のことがございます。交付税のほうは一般交付税でございますので、議員おっしゃったとおりでございます。そのところでの指定管理料無料というところがございますが、それに見合っただけの何か町として支払うのかということについては、今現在は考えておりませんし、その交付税分だけを支払うという話もしておりません。あと、トイレと調理室というのは、個室の中に1つずつ作らないといけないということは認識しておりますので、それぞれの部屋にトイレと洗面所、お風呂が4部屋はございますので、そちらの中に、あと調理室を作るところだけで、よろしいかと考えております。併せて、部屋が今の個室とグループホーム18を取ったら、残りの空きスペースであるとか、空かないかどうかということもございまして、これも今後、具体的なところで詰めていかないといけないところでございまして、今現在、空きスペースにつきましては、今後、地域の交流ということもございまして、そこも含めて考えていく予定でございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例について、反対討論を行います。反対の主な理由は、次のとおりです。第1に、町長は、説明を繰り返してきたと言いますが、町の憲法と自負するまちづくり基本条例に規定する住民参加の手続きを行っておらず、また、町長は、必ずしも町民に理解してもらっていないと述べているにもかかわらず、まだ無床診療所化を強行しようとしていることです。第2に、町長と議会との二代表制を踏みにじり、議会無視、町長独断で進めていることであります。豊

平病院無床化への賛否にかかわらず、議会がこれを容認すれば、今後、二元代表制が形骸化され、町政の監視も評価も難しくなると危惧するからです。第3に、病人に負担をかける千代田までの交通手段さえもはつきり確保できておらず、現在の外来患者もはつきりと受診できるかという確信がありません。さらに交通費や移動時間など、病人や家族に今以上の重い負担がかかります。質疑で、どこの地域でも苦勞して時間をかけて病院に行っていると言いますが、豊平病院に入院施設があれば、わざわざ千代田まで来る必要もないわけです。また、安佐市民病院などへの交通手段は、今の広電バス以外の手段は考えていません。これでは、安佐市民病院との連携を協調しても現実的ではないからです。第4に、町長は、安佐市民病院を退院し、自宅に帰るのが不安な方には、低料金で泊まれる施設を2階に確保すると言います。しかし、60歳未満は対象にならず、医療保険も適用にはなりません。食事も配食があると言いますが、自炊が基本で、夜、看護師もおらず、万一の場合、必要な措置がとれません。これではとても回復期の方が安心して泊まれる施設ではないと考えます。また、国の制度で約400万円程度、町に普通交付税措置されますが、指定管理料が無料であるため、指定管理者に支払うことができません。広島市安佐北区の山まゆの例では、定員6名のうち、平成23年から28年の間は5人が自己負担ゼロです。そのため、生活支援ハウスは、指定管理者にとって黒字になるどころか赤字となるのではないかと。そのため、将来にわたって指定管理者が本当に維持管理できるのか、不明な点や問題点がたくさんあることです。第5に、非常勤医師、交通確保、MRIなど、機器リース料などで数千万円の町負担が考えられます。また、明和会の当初の事業計画、人員の増員で人件費負担が増え、指定管理料無料で維持できるのか不安です。第6に、県の地域医療構想調整会議で合意されている19床には根拠があり、現在の状況、環境整備の遅れなどを踏まえると、県が心配している安心なしにゼロ、無床にすることは考えられないのが今の状況だと考えます。これだけの問題があるにもかかわらず、このまま無床診療所に転換した場合、将来にわたって医療を守るどころか、現在の豊平の医療を壊し、医療難民をつくり出すおそれが十分考えられます。そのため豊平住民の願いである、せめて有床診療所にするため、この条例には反対いたします。なお、次の議案第103号、指定管理者の指定についても、無床診療所を前提としているため、反対の立場であることを表明しておきます。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（伊藤久幸） 次に、賛成討論はありませんか。5番、敷本議員。

○5番（敷本弘美） 議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例について、賛成討論を行います。指定管理3年目の本年、豊平地域の医療存続を考え、経営状況等を伺ってまいりました。9月定例議会が終わり、豊平地域には何度も足を運ばせていただき話を伺うたび、胸が痛く、長きにわたり充実した地域医療が存続することが、住民を守ることになり、豊平地域の医療形態を強行に病院、有床診療所にしていくことがよいのか。それとも無床診療所にし、診療所を拠点に地域包括ケアの充実を図っていくことがよいのか。他市町の医療形態も伺う中、住民の皆様が、今後長く安心して利用できる形はどちらなのか、本当に悩みました。近年激減している有床診療所、また、有床診療所にしたが1年持たず、無床診療所に転換した事例も多々ある中、今後、中山間地域での医療存続を考えたとき、これまでの病院完結型の医療から、地域全体で支える地域完結型の医療へ転換することが大事だと伺い、身近な地域で医療・介護サービスを受けられる体制を整え、住み馴れた地域で暮らし続けることができる診療所の形態に、賛成との結論に至りました。町は、これまで豊平地域の地域医療存続を考え、協

議を重ねてこられたことは承知しております。残念なことは、地域住民、医療スタッフの方々に対し、細やかな配慮に欠けていたのではないかと思います。今後、入院患者の皆様、職員の皆様の意向に関し、誠意を持ち対応していただき、そして、住民の皆様の不安を安心に変えていける、全国の模範となる中山間地域の診療所となるよう、心血を注いでいただくことを申し入れ、賛成討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 反対討論はありませんか。11番、室坂議員。

○11番（室坂光治） 11番、室坂光治です。議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例について、反対の立場で討論します。町内外9265人の署名をいただいたその旨、町長は無駄にせず、現在の豊平地域の地域医療を守るため、無床診療所の条例に反対です。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 次に、賛成討論はありませんか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文でございます。議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例に、賛成の立場で討論いたします。今議会は、豊平病院議会と言えるぐらい、豊平地区の地域医療に関する問題が、一般質問でも随分出されてきました。私も一般質問で、豊平病院の現状と今後について、住民に理解されるよう町長に質問をしたところあります。本会議で町長は、今年度が3か年の最後の年である。現在の指定管理者と、来年度以降の経営改善の町財政、今後の医療需要などを考え、協議をしてきた。その中で、来年度からの経営改善の見通しが立たない。町財政が逼迫していることなどの点から、このまま病院として形態を維持していくことは困難である。2019年度、来年度からでありますけれども、診療所への形態変更を、今年の8月下旬に議会及び住民に説明をしてきたということでもあります。その時点では、まだ有床診療所か無床診療所かということは、まだ決まっていなかった。指定管理を受けていただける医療機関をいろいろと探ってみた時期であったのだろうというふうに思います。その中で、3つの医療機関から、有床あるいは無床の提案があったと聞きます。有床診療所の提案試算では、2つの医療機関いずれも年間おおむね1億円の赤字が想定されている。併せて、有床診療機関を提案された医療機関であっても、その期間は限定ではなく、2年あるいは3年で無床にしていく状況が明らかになりました。無床診療所を提案された医療機関の試算では収支の結果によらず、自主運営が可能な範囲で行うという考えであります。つまり、赤字ではあるけれども、いろいろな総合的な判断の中で、行っていけるということの医療体制が組めるということでありました。結果として、総合的に判断をして、無床診療所の方向性を決断したと、それこそ本当に心痛、断腸の思いで判断をされて、これからの地域医療に、何が求められるのかということの判断がなされた。大所高所に立って判断をされたというふうに、私は思っています。また、病院職員が、町の出向あるいは派遣職員も含めて80名程度いますけれども、その生活にかかわる次の職種についても、丁寧に対応していくんだということでもあります。職員は生活がかかっており、今後どのような道を選択するのかということが、この場であまり論じてきませんでしたけれども、本当に地域の医療を守ることは、必要なことでもあります。職員の生活を守ることも大変なことでもあります。早急に結論を出し、次に進める必要があるわけでもあります。今日のこの採決で、次に取りかかる状況を作り出させていただきたく、無床診療所化に賛成をする立場で討論をさせていただきました。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 次に、反対討論はありませんか。9番、亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例に対して、反対の立場で討論します。議員は、常に住民とともにあって、住民の声や心や知恵をつかみ、それを力強く代表する心構えが必要であります。私は、住民が願い、また訴える声をしっかりと聞き、寄り添う姿勢が必要であると考えます。今回の豊平病院を無床診療所にする議案は、町財政の現状、これから先の人口減少、少子高齢化の時代の流れの中で、町として進むべき方向性としては、決して間違っているとは私自身思いませんが、その決断と公表の過程において、地元住民への十分な説明と、それに対する理解、そして安心感がまだ得られていないと思います。提案されている内容は、当事者である地元住民の、せめて入院機能がある有床診療所にといい思いが、受け止められておらず、町民として当たり前に行うことができる行政サービスが、町の財政状況や医師及び医療スタッフの確保が困難であることを理由に、一事が万事いとも簡単に切り捨てられていくように感じられ、このことへの困惑と不安が、住民の声として上がっているように思います。そしてそれが、行政への不信感につながることを私は大変危惧いたします。私は、当面現在の病院を有床の診療所として、将来に対する十分な安心と希望を感じることでできる道、その方策を町民とともに見つけ出す努力をもっとするべきだと考え、この条例の議決に反対します。私たちの歴史には、かつて姥捨て山の伝説に象徴されるような棄老がありました。老人を養う養老、そして老人を敬う敬老という言葉もあります。そして現在は、老人を病院や施設にお願いしますとって託す託老の時代を迎えています。果たして、人が人としての尊厳を持って生きて、そして死んでいくために、私たちはどうあるべきでしょうか。温かい血が流れ、心が通い、温もりが感じられる方策を求めます。さらなる努力が必要であることを申し添えて、私の討論を終わります。

○議長（伊藤久幸） 次に、賛成討論はありますか。8番、山形議員。

○8番（山形しのぶ） 8番、山形しのぶでございます。議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。この議案に際しましては、本町が厳しい財政難にあることが、決断の一つであると思っておりますが、財政難という以前に、豊平の医療を守るために、私は一番の決断理由だと思っております。町民の皆様からの言葉の一つ一つに、せめて有床の診療所を残すべきではないか。高齢者の方から、子育て世代までの不安、そして、ここまでの反対意見が多い中進めるのは、本当にいいものだろうかと考えました。そして今、大きな決断をすべき責任も重く感じています。しかし、このたび決断をしなければ、3年後はどうなるのでしょうか。有床診療所として経営を進め、3年後に経営ができなくなったそのときに、新たな指定管理者が名乗り出なかったら、まさに豊平地域に医療機関がなくなってしまいます。病院を経営する厳しさは、中山間地だけではありません。現在、廿日市市地御前地域で市が進める地域医療拠点整備計画で、診療科のこともあります。事業主体となる企業グループの選定が難航しています。10月の公募に応じたグループはゼロだったのです。総人口約11万7000人以上の市であっても、このような状態です。このたびの無床診療所への転換に向けて、交通網の整備や生活支援ハウスなどの政策は進められます。このことは、病院をなくすための代案ではなく、町民の皆さんの生活を守り、少しでも安心をもらえるように、その気持ちからの政策だと思っております。このたびの大きな決断は、本当に苦渋の決断です。そして私は、豊平の医療を守るために賛成の決断です。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） ほかに討論はありますか。1番、濱田議員。

○1番（濱田芳晴） 1番、濱田芳晴でございます。私は、今回の条例に反対の立場で討論をさせていただきます。ここでまずもって、3年間の反省として、天野クリニックが、執行部も議会もいろんな希望を持って、いろんな経営を展開してきていただきましたが、適正規模をオーバーして経営をされたんじゃないかなろうかと、私自身は自問自答しております。よって、私は、天野先生に誠にすまない気持ちでいっぱいでございます。がしかし、無床の診療所の条例を出すということが発表されてから、私自身は常に有床を求め、守る会の皆さんも住民の気持ちを意に酌んで、先ほどの討論の中にもありましたが、署名活動を一生懸命にやられて、約1万人署名を集められました。その中には、病院としてできることなら天野先生に続けてやってほしい、それがいかんとするならば、せめて有床を求めた内容でございます。私自身もこの気持ちを酌みながら、議会活動をしております。今回の先生、予定者のこともひっくるめて一般質問でさせていただきましたが、この先生の考え方は、経営者としては、誠にすばらしいものがあると、私自身は考えております。今までの経営を見させてもらったところ、償却資産を、新しいものを作って経営するんでない、中古物件をずうっと探し求めて、経営を介護中心でやっておられます。介護中心に考えることは、豊平としても将来にわたって大切なことだろうと、私自身も考えております。がしかし、今回の住民の、私自身の考え方としては、あくまでも有床を求めた考え方であります。よって、今回は条例に対して、それから先生が嫌じゃありませんが、なぜ、有床の考え方をちょっとだけ提案をしていただかなかったのかということを残念に思っております。ここら辺りの考え方を持って、私は今回、条例に対して反対をさせていただきます。議員各位の賛同をよろしくお願いします。終わります。

○議長（伊藤久幸） 賛成討論はありませんか。15番、大林議員。

○15番（大林正行） 15番、大林正行でございます。議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例に、賛成の立場で討論いたします。議案第102号は、議案第103号、指定管理者の指定についてと関連いたしますので、議案第103号にも触れながら討論を行います。私は、現実的な観点から、どうすれば豊平地域の医療を残すことができるか、検討いたしました。まず、豊平地域の地域医療を守る会が要望されております、豊平病院を現在のまま継続するというものであります。これは、病院として継続できるだけの看護師が確保できないという現実の問題があります。患者数は増加しておりますが、医業収支比率は改善しておらず、改善の見通しもなく、今後の経営改善が望めないことから、存続は難しいと思います。また、これは監査委員の決算審査意見書がまとめた、健全な病院運営になるよう抜本的な見直しの求めにも合致しております。次に、有床・無床の診療所について、3つの医療機関の提案を検討してみました。A医療機関の提案は、年間9600万円の指定管理料で、有床の診療所を運営するというものでございますが、提出された提案書は3枚だけであります。しかもこれは、町が例として示したものをそのまま提出しておられます。真剣に検討された提案なのでしょうか。一般社会の中で、このような提案を採用する会社や団体が果たしてあるのでしょうか。民間会社は赤字が続けば、事業から撤退するのが一般的であります。この提案では、契約途中で運営を放棄し撤退する可能性があります。そうなれば、豊平地域の医療は存続することができなくなります。次に、B医療機関は、1階を無床の診療所とし、2階の介護施設と一体的に運営することで、将来的に黒字化することにより、診療所の指定管理料はゼロ円というものであります。高齢化が進む中、大きな建物を有効活用し、医療と介護を一体的に運営することは、地域に夢と希望を与えるものと考えます。さらに町は、住民の不便を少しでも緩和するため、

豊平千代田間の交通網整備、非常勤医師の派遣、高齢者が所得に応じて低料金で利用できる生活支援ハウスの整備を表明されております。次に、C医療機関は、有床診療所の提案ですが、地域の人口の推移等を考えると、2、3年で無床の診療所に移行せざるを得ないというものであり、無床診療所になっても年1億円以上の指定管理料が発生するものであります。病院から一挙に無床の診療所に移行するのではなく、とりあえず有床の診療所にし、その後、無床の診療所に移行するという意見もありますが、その場合、看護師など医療関係者のリストラを行わざるを得ず、毎年1億円以上の指定管理料が将来にわたって発生します。指定管理料ゼロ円と比較すると、この選択を支持することはできません。以上の3医療機関の提案を比較しますと、豊平地域の医療を将来にわたって存続させていくためには、町が提案されましたB医療機関の無床診療所が、最もふさわしいと思います。この診療所は、国民健康保険法に基づく医療機関でありますので、町は、指定管理者に運営を丸投げすることなく、医療機関として適切な運営がなされるよう、指導助言を行うよう要望いたします。文教厚生委員会では、お隣の安芸太田戸河内診療所の視察に行っていました。平成20年に52床の病院から無床の診療所に移行されております。医療と介護と生活支援ハウスが一体的に運営されており、戸河内地域の医療が破壊されているようには見えませんでした。地域の拠点施設として立派に運営されておりました。以上の理由から、私は、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例に賛成いたします。なお、冒頭申し上げましたように、議案第103号、指定管理者の指定についても賛成いたします。議員各位のご賛同よろしく願いいたします。

○議長（伊藤久幸） ほかに討論ありませんか。14番、中田議員。

○14番（中田節雄） 14番、中田でございます。私は、本案に反対の立場で討論に参加いたします。豊平病院は、無床診療所とすることについて、行財政改革の観点からすると、町長は今までにない大きな決断をされ、そのことについては大変な評価をしております。今まで行財政改革の中で、補助金の一部カットであるとか、そういうことがなされましたけども、今回は、まことに大胆な改革であります。今まで、この議会で、この病院問題について多くの議論がなされ、いろんな意見がございました。財政の面から見たところ、医療の面から見たところ、確かに財政上は大変であります。しかしながら、今、私たちがよく考えなければならないのは、豊平地域という地域特性、これをよく考えていかなければならない。本町の中でも高齢化比率が一番高いとこなんです。そのために、この医療に関しては非常に関心が高い。また、豊平病院に対する期待も大きなものがあって、これを無床診療所とすることについては、豊平地域の人たちにとって大変なショックであり、今後の医療について大きな不安を持たれているのは当然であります。町長は、この地域11か所で説明会を開催され、多くの方が参加されたと思うわけでありまして、町長の説明を聞いて納得された方がどれだけおられるのか。守る会が発足して、そして短期間で多くの署名を集められております。こうした中で、無床診療所に移行する、この地域の方々に十分にこのことが理解され、不安感が払拭されてればいいわけでありまして、そうした状況にはない。こうした中で、無床診療所に移行するということは、極端な行政不信に陥るおそれがある。これからの行政施策のあり方というのは、根幹となるのは地域協働の精神であります。行政と地域が一体となって地域課題に取り組んでいく。そして問題解決をしていく。こうした姿勢が一番大事なんですけれども、その根幹となるベース、豊平地域の方々の気持ち、この問題を通じて行政不信に陥るといことがあってはならない。しかしながら、現状は納得されてない。こうなると、いろんな行政の施策というのが展開が難

しくなってくるわけであります。こうして今、少子高齢化にあえいでいる豊平地域の中で病院が、入院施設のある病院というのが唯一の頼りであったわけであります。そのためにUターン、Jターン、Iターンの方もおられるということの中で、非常に安心感もあったわけでありますけども、無床診療所にすることによって非常にショックが大きい、不安感が大きい、Uターン、Jターン、Iターンの方々の移住も少なくなってくるであろう。そうなってくると、ますます人口減少、高齢化、これが進行してくる。やがて限界集落、消滅集落ということも考えられるわけであります。これ以上、豊平地域を疲弊させてはならないと。行政的にもこうした地域をつくってはならない。もしそうした状況が生まれてくるならば、どれだけの財政をそこに投入しても、なかなか再生は不可能であろうと思うわけであります。こうしたことを考えると、いろいろ質問もあり、また意見もいただき、そのことがありますけども、せめて有床診療所として存続をさせていく。有床診療所のことについて全国的な動向も討論の中にありました。そのことも承知しております。しかしながら、いかにこの豊平の地域を存続させていくかという観点から立つと、地域づくり、まちづくり、その観点から、やはりこの議案というのは、そうした大きな意味合いを含んでいるわけであります。そうしたことから、私は、本議案に反対をいたします。そうした地域づくりの観点からのいろんな意見というのは少のうございましたけども、やはりそこもしっかりと考えていただきたい。どうか議員各位のご賛同よろしく願いいたします。

○議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。13番、伊藤淳議員。

○13番（伊藤淳） 13番、伊藤淳です。賛成討論という立場で、討論いたします。まず、医療施設がなくなるわけではなく、無床診療所という形で話が進みます。その中で、有床・無床と違いはあれど、医療施設、受診できる施設は必ず豊平地域に残ります。また、町全体のバランスを考えて人材確保、財源における適正規模、また、若者世代に対してという3点から討論をするんですが、賛成討論、他の賛成討論の中に人材確保、予算規模、適正規模、この点はお話があったので、省かせていただきます。最後に、若者世代に対しての医療、こちらを討論の中心といたします。一般質問等の中で、若者世代に対して医療施設、これの充実が必要ではないか。内科が必要ではないかというお話がありました。この若者世代に対してと思ったときに、内科ではなく、産婦人科や小児科、まずは、こういった話が必要なのではないかという点が、疑問として残りました。内科も必要です。産婦人科、小児科、外科、整形外科、内科の中でも循環器、消化器等々がある中で、すべてのものを用意することは、現在の町では難しいと考えた中でいくと、豊平に医療施設は残り、若者世代に対して医療の充実が、もっともっと必要ではないかと思ったときに、その点もまだまだ議論しなければならないのではないかと、私は考えました。ただ、今回の適正規模においては、豊平地域に医療施設が残り、また介護施設の充実が図られる。そこを考えた中でいくと、今現在、町の中のバランスを考えたら、これは適正な形ではないかと、私は考えました。以上の理由により、私は賛成討論といたします。議員各位のご賛同を求めます。

○議長（伊藤久幸） 討論はありませんか。6番、森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 6番、森脇誠悟です。議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例について、反対の立場で討論に参加をいたします。先日、東京にて開催されました監査委員の研修会において、総務省自治財政局公営企業課長から、地方公営企業の現状と課題についてということで、講演を受ける機会をいただきました。その中で、赤字の企業数は全体

- の11.2%、事業別では病院事業が一番多く、約60%が赤字事業となっている。次に、交通、水道、下水道と続きます。公立病院の役割は、主には民間病院の立地が困難な僻地等における医療や不採算部門にかかわる医療になっており、赤字事業となりやすいという説明でございました。本町においても全く例外ではありません。厳しい財政上の課題から見てみれば、病院事業をはじめ公共施設の統廃合、各種補助金の見直し、公共交通のあり方など、覚悟の決断が、必要な重要な課題が山積をしております。そうした中、今議会で、豊平病院を来年4月から無床の診療所に変更するとの議案が提出をされました。国の段階では、平成29年12月に発表されました地域医療の確保と公立病院改革の推進に関する調査研究会報告書に基づき、公立病院のさらなる経営効率化、再編ネットワーク化等の推進が示されています。町長は、そうした国の指針を基に関係機関と連携、協議をされた結果、覚悟の決断、英断をされたのだと思います。全国の赤字病院事業の流れもそういう方向になっているのでしょうか。しかし、行政サービスが大きく変化するような事業の場合には、住民の不安や願いを重く受け止め、お互い理解し合えるように、もう少し時間をかけて丁寧な説明や住民議論が必要だというふうに思います。行政不信は、これからの行政施策の展開に、大きな痛手になるという懸念もあります。平成28年度から指定管理になって3年が経過しようとしています。その間、医師の確保ができた、整形外科もある、手術もできる、来院入院患者も増えてきた、MRIも購入したなどなど順調な経営になりつつあると、安心して過ぎておりました。今後の方向性について、もっと早い段階で、少しずつ住民と議論をしていればと私自らの反省も込めて、残念でなりません。また、指定管理者として手を挙げていただいている医療法人明和会を否定するものではないと思います。繰り返しますが、町財政の課題等、この結論に達した理由や診療所になった場合の、今後のあり方等について、もっと聞きたい、関係する住民の皆さんの声が大変多くあります。従って、もう少し住民との議論が必要であるというふうに私は思いますので、本議案については、時期尚早という理由で反対といたします。議員各位の賛同、よろしく願いをいたします。
- 議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（伊藤久幸） 起立多数です。従って、議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。（動議の発声あり）
- 議長（伊藤久幸） 7番、宮本議員。
- 7番（宮本裕之） 7番、宮本です。議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例に対する附帯決議を付する動議を提出します。緊急を要するものと思われまますので、直ちに日程に追加し、議題としていただきたい旨、お願いします。
- 議長（伊藤久幸） 暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 50分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤久幸） 再開します。ただいま宮本議員から、議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例に対する附帯決議を付する動議が提出されました。この動議は、2名以上の賛成者がありますので、成立しました。発議第10号、議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例に対する附帯決議を日程に追加し、議題とする動議を採決します。この採決は、起立によって行います。この動議のとおり、日程に追加することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（伊藤久幸） 起立全員です。従って、発議第10号、議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例に対する附帯決議を日程に追加し、議題とするこの動議は可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 発議第10号 議案第102号 北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例に対する附帯決議

- 議長（伊藤久幸） 追加日程第1、発議第10号、議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例に対する附帯決議を議題とします。本案について趣旨説明を求めます。宮本議員。
- 7番（宮本裕之） 7番、宮本裕之です。議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例に対する附帯決議の提出に当たり、趣旨説明を行います。議会制民主主義において、最終意思決定は多数決であり、その結果は、極めて重く、真摯に受け止めなくてはなりません。しかし、今回可決されました議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例には、さまざまな課題があり、その解決には執行部はもとより、議会も責任をもって対応しなければなりません。よって、ここに附帯決議を提出し、町執行部の今後速やかな対応を求めていくものであります。発議第10号、平成30年12月19日、北広島町議会議長伊藤久幸様。提出者、北広島町議会議員宮本裕之。賛成者、北広島町議会議員濱田芳晴、同湊 俊文、同森脇誠悟、同室坂光治、同中田節雄。議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例に対する附帯決議。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会議事規則第14条第2項の規定により提出します。議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例に対する附帯決議案。北広島町立豊平病院は、豊平地域の住民はもとより、近隣住民にも利用され、医療福祉の中核的役割を担ってきた病院であるとともに、安全・安心を提供する心の拠り所でもあった。今回、無床の診療所に移行することに対し、住民の理解は十分に得られておらず、不安も解消されていない。芸北地域型の地域包括ケアシステムを目指していくことに理解は示すものの、一朝一夕に構築できるものではない。さらには、交通体系においても不自由な地域状況がある。以上のことから、議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例の可決に当たり、以下の事項について、速やかな対応を強く求める。1、地域住民及び利用者に対する心のケアと不安を解消する説明の場を早急に設けること。2、広域医療連携においても、県、広島市と積極的な協議を行い、より充実したものとす

る。以上、決議する。平成30年12月19日、北広島町議会。議員皆様のご賛同よろしくお願ひします。

○議長（伊藤久幸） 以上で、趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。交通体系の整備というのは何で抜けているのかなど。やはり上に、説明の文にはありますけれども、交通問題だけ解決すればいいという問題じゃありませんが、少なくとも患者や家族が負担の少ない交通の整備の具体化、これが必要なのではないかと思います。なぜないのかということ、説明の場を設けるようですが、今後さまざまな相談があると思うんです。例えば支所や本庁、病院で担当者が呼ばれるかどうか分かりませんが、そういうところに相談窓口を設置するということを入れたらどうか、提案者に伺います。

○議長（伊藤久幸） 7番、宮本議員。

○7番（宮本裕之） 美濃議員のおっしゃられる、豊平地域の交通体系の整備は喫緊の課題であろうと思います。千代田地域中心部に直通の便もございません。かといって、公共交通の体系を整備すればするほど財政負担も増してまいります。町独自の交通体系を整備することが、非常に大切になってくると思うんですが、この旨をお伝えすると予算要求につながるということで、全協でも示し合わせたように、予算に係る発議というのは控えるべきということで控えさせてもらいました。それと、今のいろいろな支所とか、いろいろなところで相談窓口を設置するということに対しては、異論はございませんが、これは今後、行政のほうに要望していけばいいと思いますので、今回はこれの内容において、可決していただければありがたいと思います。以上です。

○議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 交通体系が予算に含まれるということですが、具体的な話じゃなくて、早く整備しなさいよというのは予算には入らないと思います。これが今一番の不安、これでは大変な負担はあるんですが、少なくともこれだけは必要があると思います。相談窓口についてですが、今後ということですが、今後必要だと考えるならば、せつかく今の議会の附帯決議に設置するというので、これも予算の範囲なのかどうか、相談窓口が予算が入るかどうか分かりませんが、それは外せないんじゃないかと思いますので、2回目伺います。

○議長（伊藤久幸） 7番、宮本議員。

○7番（宮本裕之） 大変、美濃議員の熱い思いは痛いほど分かります。当然、交通体系はお金がかかる。その中で、いかに限られた予算の中で、住民が安心して、そのまた家族も安心できる交通体系、この確立は、今後議会とも協議しながら要望、議論していきたいと思います。そういった意味で、今の予算の中で、地域包括ケアシステムの確立においても優秀な理解がある、そういったことが分かる、指導力のある医師の必要性、また、そのスタッフの確保についても当然必要性がありますので訴えるんですが、それもまた予算が関わってまいります。そうしたことで、今回、この附帯決議からは外させていただいていますが、しっかりした相談窓口等も必要であろうと思いますが、ここの中で、利用者、住民の心のケアと不安を解消するということをそこに当てはめていただいて、ご理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありますか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。この附帯決議に賛成をする立場で質問したい

と思いますけども、これは速やかな対応を強く求めるということで、1ポチと2ポチがありますが、文章の中身に問題があるわけではありませんけども、1ポチと2ポチが統一された書き方になっていない。1ポチは設けること、2ポチはものとするとなっているので、することというふうに2ポチも訂正することができるのか。いやいや、これで通してやということになるのかということだけであります。よろしくお願いします。

○議長（伊藤久幸） 7番、宮本議員。

○7番（宮本裕之） 文章的なことは統一しますので、することと2番はさせていただいて、訂正します。

○議長（伊藤久幸） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、発議第10号、議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例に対する附帯決議を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（伊藤久幸） 起立全員です。従って、発議第10号、議案第102号、北広島町豊平診療所設置及び管理に関する条例に対する附帯決議は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第103号 指定管理者の指定について

○議長（伊藤久幸） 日程第9、議案第103号、指定管理者の指定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。明和会を指定管理として決めるということがあります。これは、3年前に豊平病院が齊和會に指定管理をされたということからも関連があるんですが、これからどのように運営をしてもらうのかというのを、もう少し詳しい状況が、今日のこの可決によって、可決されればの話でありますけども、されれば、もっと綿密な契約等が交わされるはずであります。そのものをやはり議会が承認したわけありますから、それに基づいて作業が進むということになれば、そのものの中身について、当然議会のほうに提出をされると、公開をされるということになろうというふうに思いますが、そのところを先にお約束をしていただきたい。と言いますのが、齊和會との協定についても、私たちのほうには見せていただいたという経過がないように思います。そういう状況の中で、この3年間が進んできた。そのときそのときに全協等での報告はあったにしましても、手物がないという状況の中での協議でありました。それを約束していただけるのかどうなのかというのを、この本会議で示していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 指定管理者との協定の話でございます。この議案が議決されれば、今後の手続としまして、指定管理者と協定書の締結というところに入ってまいります。その部分で、いろんな約束事を当然、管理に関するものを約束をしていく基本協定でございますので、その部分については公開をしていくと。議員の皆さん方にも提示して説明させていただきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わ

ります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）

○議長（伊藤久幸） 挙手多数です。従って、議案第103号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第104号 広島県市町総合事務組合理約の変更について

○議長（伊藤久幸） 日程第10、議案第104号、広島県市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第104号、広島県市町総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第105号 財産の無償貸付について（雄学館・同給食堂）

○議長（伊藤久幸） 日程第11、議案第105号、財産の無償貸付についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 6番、森脇です。2点ほどお聞きをしたいんですが、財産の無償譲渡ではなく、無償貸付ということになっておりますけども、その理由をお聞かせをいただきたいということ。あと1点は、無償貸付ということで、建物の大規模改修なり修繕が必要になった場合、その負担は、どこがするのかということをお聞きをいただきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（植田優香） まず、1点目の貸し付けの理由でございますが、この芸北あすなろプロジェクトに貸し付けている元の小学校につきましては、現在、このあすなろプロジェクトが、加計高校芸北分校の下宿として運営をされております。その際に、町のほうで教育施設の整備として、補助金を出して整備をされておりますので、そのため貸し付けをして現在に至っております。それから、大規模改修と修繕費の負担のことについてでございますが、土地建物使用貸借契約書の第4条において、維持管理費等に必要な経費その他一切の責任は、芸北分校あすなろプロジェクトが負うものとするというふうになっております。修繕の負担については、使用貸借の場合は、民法では、借主が通常に必要な費用を負担するというふうに定められております。通常というのは、目的物の現状維持に必要な修理、修繕の場合を指すものとされております。これに対し、非常の、例えば風水害による破損の修繕は、貸主が負担をするということになっておりますので、この規定に基づいて負担することになると考えております。以上です。

- 議長（伊藤久幸） 森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） 大規模改修の場合の負担金には理解をしました。無償譲渡じゃなく貸し付けというのは、これまで教育財産として貸し付けてきたのでということの説明だったんですが、それは分かりますけど、なぜ、無償譲渡にできないかという理由は、これまでやってきたから、貸し付けでやってきたから、また貸し付けということでは、回答になってないかなと気がするんですが。
- 議長（伊藤久幸） 芸北支所長。
- 芸北支所長（清見宣正） この財産の無償貸付につきましては、平成26年度に芸北あすなろプロジェクトから財産の借受願いが出ております。それに基づいて財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づいて、普通財産であるため公共的団体において公用に供するときということで、無償で貸し付けることができるという条例に基づいて貸し付けを行っております。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） 分かったような分からないような答弁なんですが、先ほど財政課長のほうは、教育財産として貸し付けておるといふ、これまで。これ今、普通財産になっているんですか、それとも教育財産になっているんですか。
- 議長（伊藤久幸） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） 先ほどありましたように、教育財産ではなく、普通財産で取り扱っているということでございます。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 今の件で、私も分かりません。今まで貸し付けていると。これは有償で貸し付けていたのでしょうか。それなら無償で貸し付けるということ分かるんですが、何が変わるのかが今の説明では、私も理解はできません。その説明をお願いします。
- 議長（伊藤久幸） 財政課長。
- 財政課長（植田優香） 今回、議案に提出させていただいたのは、前回、議案で議決をいただきました無償貸付の期間が31年の3月31日で終了いたします。その際に、前回の議案では、貸付期間が平成31年3月31日までとしていただけたもので、なお、町または貸し付けの相手先から期間満了の日の3か月前までに契約を更新しない旨の通知をしない場合は、さらに5年間契約を更新するというものとするという、なお書きをつけておりませんでした。このたびは、この契約延長も含めて議決をいただきたいということで、提案をさせていただいております。以上です。
- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第105号、財産の無償貸付については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第106号 工事請負契約の変更について

- 議長（伊藤久幸） 日程第12、議案第106号、工事請負契約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、服部議員。
- 12番（服部泰征） 12番、服部です。内容は理解できるんですが、まず、約1か月間工期が延びた理由と、それから、これによって、また金額とかに追加があるのかどうか、その2点をお願いします。
- 議長（伊藤久幸） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 上草田ため池災害復旧工事の工期の変更を提案させていただいております。31年2月28日を31年3月29日にするものでございます。この工事は、平成29年7月豪雨の災害を受けまして、ため池が被災して、現在復旧工事をしているものでございます。今年も6月下旬から7月上旬にかけて、結構長い雨がまとまって降ったわけでございますけども、背後の山から長期間にわたりまして多量の出水がありました。施工に影響するほどの大きな出水がございまして、その出水の影響を回避、軽減するために水替え等の仮排水設備を設置しなくちゃならなくなりまして、その影響で、不測の期間を要したというものでございます。金額の変更については、現在、進捗率が11月末現在で63.0%ということで、まだ、進捗がさほど上がっておりませんので、まだ、どこまで金額に反映してくるかというところについては、今後精査をして、当然工事ですからいくらかの変更は生じてくると思われますけれども、現在精査中でございまして、またお諮りさせていただく機会があろうかと思われます。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第106号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第107号 平成30年度北広島町一般会計補正予算（第4号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第13、議案第107号、平成30年度北広島町一般会計補正予算第4号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。歳出の4ページ、コミュニティ振興対策事業の報酬、集落支援員報酬194万3000円の減額ですけれども、これは、当初2名の予定が1名になったということですが、本来であれば、旧町ごとに配置されるべきものだと理解をしております。まちづくりに必要な集落支援員制度が生かされているのか。なぜ配置できなくなるのか。これは今回だけじゃなくて、過去にもあったと思いますが、それが1点。もう1点は、同じ4ページ、諸費の中の返還金77万円の内容をお答えください。次に、26ページ、学校エアコン関連工事請負費についてです。早期着工を求めるわけですが、極力地元業者が請け負うことがで

きるよう、発注方法や入札の条件などについては、どのように配慮、工夫がされているかを伺います。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） まず、コミュニティ振興対策事業の集落支援員報酬の減額の件でございます。企画課からお答えをさせていただきます。これは当初2名の予算化をしておりました。当然、それに向けて、いろいろ人索は行ってきておったわけでございますが、なかなか見つからないということで、今年度はちょっと諦めさせていただきまして、1名の減という補正予算を組ませていただきました。当然、今後地域づくりを進めていく上では、この支援員、それから地域おこし協力隊、これらの力も非常に重要な部分になってこようと思います。来年度には、またプラス1名ということで、今、予算化をして、それなりの見込みがあるというような状況でございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） エアコン事業の地元業者にどのような配慮をしているかというご質問でございますけども、これまでも北広島町中小企業小規模企業振興基本条例の第5条に基づきまして、工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、予算の適切な執行に留意しつつ、中小企業等の受注拡大に努めることとすることがありますので、当該工事においても、他の工事と同様に、資材を購入する場合については、極力北広島町内に主たる営業所、本所を有する業者に発注することと明記をしまして、予算の適切な執行に留意しつつ、引き続き、町内中小企業、小規模企業の振興に取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 4ページの諸費でございます。諸費の返還金77万のうち保健課分が46万9000円でございます。これについて説明させていただきます。46万9000円のうち、養育医療給付事業負担金の返還でございます。こちらのほうが24万4000円、併せて妊娠・出産包括支援事業補助金に関する返還金22万5000円でございます。こちらは決定額、受入額と実績報告との差額分を返還させていただくためのものがございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 集落支援員についてですが、来年度は、2名に努力していくということですが、集落支援員というのは、旧町単位に配置しようという方針ではなかったのでしょうか。それか地域おこし協力隊がいるところには必ず置こうという考えなのか、その点について伺いたい。なぜかと言いますと、この間、なかなか生かされてないんじゃないかと、定着していないんじゃないかと、頑張っているところも聞いてるんですけども、2名が定員なのかどうか伺います。諸費についてですが、妊産婦の関係で補助金の実績で減ったということですが、なぜ、当初より減ってしまったのか。あとは77万円ですから、46万9000円を引くと30万ぐらいが、まだ、どこかにあるのか分からないんですが、その残りのを含めてなぜ少なくなったのかを聞きます。エアコンについてですが、資材の仕入れ先はそういうふうにしようと、これは了解をしました。工事ですけども、聞きますと、旧町単位で発注をしようというお考えのようですが、例えば、千代田であれば結構学校多いわけで、大きな業者しか受けられないんじゃないかと。例えば1学校当たりになれば請け負うこともできるんじゃないかという話も、業者からも聞いているんですが、詳細を私は知らないんで、説明はできませんので、こういう点で、

商工会等と相談をしているのかどうか伺います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 発注方法でございますけれども、商工会とは、まだ協議はしておりません。そして、このエアコン工事につきましては、全国的に工事が見込まれるということで、受注が集中するということがございます。そのため、先ほど話がありましたように、分割発注をするか、あるいは一括発注をするかということにつきましては、全国的な発注の状況等も勘案をしながら、また、この県内あるいは北広島町の状況も勘案をしながら、実際に応札業者があるかなど市場調査をしながら、判断をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 集落支援員のご質問でございますが、一応来年度予算としては、2名の予定ということでご説明をさせていただきました。基本的には議員おっしゃるように、各地域1名が目指すところではあります。来年度は、さらに支所とも連携をして、この地域づくりを進めていこうというふうに今考えておりますので、その中で、できるだけ集落支援員、またプラス地域おこし協力隊の増員は働きかけていきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 4ページの返還金77万円のうち7万9000円が、平成29年度福祉医療費公費負担事業補助金。実績報告に基づきまして、交付超過額を返還するものでございます。内訳としましては、ひとり親医療費助成分が6万9000円、重度心身障害者事務費分が7000円、ひとり親事務費分が3000円となっております。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 予算書4ページの返還金でございますけれども、多面的機能支払交付金、これの事業でございます。面積が減となりましたので、これを返還するものでございます。2万2000円、以上です。

○議長（伊藤久幸） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 地域づくり関係で、集落支援員、これから頑張られるような話なんですけど、今年度から、各支所に地域づくり係ができて、本格的に協働のまちづくりを進めていこうというときに、集落支援員の役割というのはだんだん大きくなるんじゃないかと。役割を明確にしていく必要があって、人選をする必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。諸費については、細かいものは分かりました。とりあえず、エアコンについてですが、全国的に工事は集中すると。それはそうなるでしょう。備品もなかなか入らないだろうと、だからこそ地元業者に請け負っていただくと。分割してですね。そういう考えはないのか。それほど大きな影響はないと思うので、その辺についてのお答えと、例えば、6月までに終わらないところがまだかなり出るだろうという中で、埼玉県加須市では、最高気温が35度以上かつ最低気温も28度以上となることを見込まれる場合、臨時休校にするというふうに今年決めております。エアコン工事が間に合わないこともあって、夏休みを10日間前倒しするとの考えもあるようですが、気候は完全には予想されないため、この臨時休校についても、北広島町で考える必要があるんじゃないかと思いますが、所見を伺います。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 集落支援員の役割の明確化ということでございました。まちづくりに関

しましては、29年にまちづくり基本条例制定いたしまして、現在のところ、まちづくりに向けて、地域でいろいろなワークショップなど開いていただいているというふうな状況があります。さらに職員のスキルアップを試みているというところがございます。その中で、当然、本町といたしましても、まちづくりにおける行動計画をお示しする必要があるかと思います。行政の役割、それから大きく分ければ、あとは地域住民の方の役割、それを取り持つ中で、集落支援員の役割といったようなところは明確化をしていくということで、さらに充実をさせていきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 地元業者に発注をということでございますけれども、先ほども話をさせていただいたように、一括発注するか、あるいは分割発注をするかということも含めまして、市場調査をしながら検討していきたいというふうに考えております。それからもう1点は、熱中対策で休校等どのように考えているかということでございますけれども、それにつきましては、31年度に限りまして、熱中症防止等の安全対策として、夏休み期間を、例年よりも10日前後前倒しをしまして実施をするように考えております。そして、この議会終了後には、この通知を保護者のほうへ発送させていただきたいというふうに考えております。臨時休校につきましては、今後、学校の行事等含めていろいろなことがありますので、対応については検討していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（伊藤久幸） 13番、伊藤淳議員。

○13番（伊藤淳） 先ほど、コミュニティ振興対策事業で支援員のお話がありましたが、地域づくり係が支所に置かれ、地域支援員が減っている。また、確かだったと思うんですが、地域おこし協力隊も本年度で終わりになる人員がいたと思います。そうすると、各旧町4地域において、各地域に必ず人員が配置される計画には、ならないのかなと思ったんですが、その点お聞きします。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 集落支援員でございますが、なかなか該当者が、出てきていただけないというのが実情でございます。地域おこし協力隊につきましても、今年1名退任をするということでありました。また、期間も終了する者もおるということでございます。これは、またミッションを与えながら、次の地域おこし協力隊の募集をかけたいというふうには思っております。ただ、募集をかければ必ず応募してくれるということも、今までにはなかったこともありますので、必ず各地域に1人ずつは、配置ができるというお約束はなかなかしかなるところであります。

○議長（伊藤久幸） 13番、伊藤淳議員。

○13番（伊藤淳） であれば、3月の当初予算等で地域おこし協力隊の計画等がしっかり出てくるものと思われるのですが、何名を今考えているとかがあれば聞かせていただきたいです。確か地域おこし協力隊は、国からの費用がかなり出るはずなので、枠組みとしては使いやすいものだったかと思えます。まずは募集をしないと、応募が少なそうだから募集をしないのではなくて、まずは募集をしていくことが大事かと思われまます。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 地域おこし協力隊でございますが、まだ来年度予算は、現在構築中でございますので、なかなかそのことにつきましては、今お答えすることはできません。当然もう

任期が終わるということ分かっておりますので、今、支所とともにどんな役割をしていただくかということも含めて、今検討しているところでございます。

○議長（伊藤久幸） 13番、伊藤淳議員。

○13番（伊藤淳） であれば、任期の終わる地域おこし協力隊に、地域支援員を請け負ってもらえるかどうか等の相談等が考えられたんですが、その点はまだ、動きとしてはない状態でしょうか。

○議長（伊藤久幸） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 任期が終わる支援員、考えられたということは、今退任した協力隊員へということでございますか。退任した協力隊員は、やはり支援員ではなく、ほかな活動へということで、やむなく退任したというような状況がありますので、引き続き、集落支援員ということは、お願いはしていないところであります。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。歳出の32ページであります。病院会計補助金として1億円ほど予算計上がされております。今議会までに補正前の額ですけれども、3億3754万9000円でありました。これは指定管理の部分、あるいは元金の返済も含めてでありましょうが、そこに1億円がプラスであります。トータルで4億3754万9000円になるわけでありまして。この1億円というものの使用目的というのが、病院から診療所に変更になるということで、これから3か月余りの病院を利用してもらう方が減るから、1億円、当面準備をするんだということでありましたが、そもそも病院として受けてもらった3年間で、債務負担行為が7億5400万円というのが決まっております、それを全部使い切って、その不足をこういう形で補正をするということでありまして、こういうルールは本来あるべきではない。大変乱暴な補正予算の提案であろうと思いますが、この1億円は一般財源というふうになってはいますが、その一般財源の内訳はどうなっていますか。基金の取り崩しでありますか、お聞きをします。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 財源についてお答えいたします。1億円の財源でございます。財政調整基金9000万円、歳出削減分の一般財源を1000万円を充当する予定でございます。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 私は3年間、この病院会計を見させていただいて、努力はしておられる節もございましたけれども、とても7億5400万円の債務負担行為のうちで治まるというふうには思っていなかった状況がこれまでであったわけでありまして。ですから、仮に、診療所に変更しますよというふうにならずとも、7億5400万円が物事が完結しているとは思えないんです。仮に、病院のままで7億5400万円をオーバーフローする状況になったときには、どのように、今のような状況で補正予算をしようというふうに考えておられたのか。この病院会計だけちょっと特例じゃありませんか。いろいろな状況があったにせよ、このような乱暴な予算の組み方というのは、本来するべきではないし、あってはならないというふうに、私は思っていますが、いかがですか。

○議長（伊藤久幸） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 仮に病院のままであっても、補正は考えていたんじゃないかということでございます。このことにつきましては、31年3月31日まで病院44床で継続の場合だ

ったら、7億5400万の中で済むと考えておりまして、補正は考えておりませんでした。以上です。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） この1億円の補正が、債務負担行為の追加というふうに言われましたけども、そうではなくて、債務負担行為は、もう当初から変わらない。今、保健課長のほうから答弁させていただいたように、その範囲内で、病院のままで継続ということになれば済むであろうということで、本年度の計画もして、進んできておったわけではありますが、町の方針として、先ほど議論いただいて、無床診療所ということに方向転換をさせていただく中で、損失が予測されるということで、補正をお願いするものであります。どの程度の、それに起因して、どの程度損失が出るかということころは、なかなか推定できないところがありまして、資金繰り等の中でも倒産みたいな形になっても困りますので、急遽、議会を開くということにも間に合わなくなる可能性もありますので、この1億円を補正をさせていただいております。当然それ以内で済むというふうに見込んでおりますし、不必要な部分については当然、また最終で補正をするような形になろうと思っておりますので、要するに戻してもらおうということになろうと思っております。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 本来、指定管理というのは、この金額でこういうことをしてくださいということ、あるいは、この金額で請け負いますよということをもってもらって契約を交わして、そのうちの中でやっていくというのが本来であります。ですから、豊平病院が仮に来年の4月から診療所になるわけではありますが、それまでの間、それはあらゆる努力をしながら、病院ですから、44床あるんですから、あらゆる努力をしながら、債務負担行為の金額の枠の中でやっていくというのが当然であり、それを超える支出額が生ずるよというふうなことがあっても、その予算の範囲の中ですするというのが本来でありますし、この町に指定管理者というところで請け負っていただいております事業所というのは随分ありますけども、その都度今のような状況、変更があったというようなことになれば、補正をして対応していくのかということの、元々のスタートからが揺るがず状況にあります。それと、仮に1億円がどこから出たのかということも分かりませんが、昨年の豊平病院の入院の関係の歳入は2億2000万円だったというふうに思います。その金額を12か月で割っても、言ってみれば1900万円は入ってきていた。それは努力をしてそれに近づける。それは多分病床率が62.2%であったろうというふうに思いますけども、それを際限なく努力をしていくんだということで、とても一月が1900万円であれば1億という金額にはならないわけであります。それと、補正予算でこのたびの措置をするんだということでありますが、指定管理の基本協定の25条によれば、変更があるとすれば、物価の変動と賃金による変更があり得るというふうな条項がありますけども、それにも全く当たらない補正なんですよというふうなことを、先の本会議では言われたように思います。そういうことが本来認められるということは、ゆゆしきことだなというふうに思います。仮に今の1億円が賃金、あるいは物価に当たるのであれば、辞めたくないのに辞めていく職員の退職金であるとか一時金に充てるというのは、この25条に当てはまるというふうに思います。理事者含めて役員報酬が月300万円程度出ているということではありますが、それを少し減らしてでも運営をしていくということのほうが、本来ではないんですかね。非常にこの豊平病院の会計だけは、この3年間で、本当に一生懸命していただいたのかも知れませんが、お金の動きという部分は、どうも承服するということがないわけではありますが、

そのところが指定管理に対する債務負担行為の額とは別物だというふうに言い張るのであれば、職員さんの退職金なりを、この1億円のうちから何千万円でも出してあげてくださいというようなことを、私も少し乱暴な言い方をするようではありますが、齊和會のことだけじゃなくて、もっと違うことも考えての、この補正増ですよというふうな話にも、少しは展開するということはありませんか。それにしても、このことについて、私は賛成をするということにはならないということをお伝えをして、答弁を求めます。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 一般質問のときにもあったことでありますけども、これは現在入院されておられる方、あるいは、これから入院される方等の対応も含めて、いろんなケースが考えられるという中で、3月末まで入院していただいて、3月末で退院してもらうというようなことは事実上不可能ですよ。だから、ある程度前から調整をしていかなければならないという部分もあって、あるいは外来患者の方が、どういう形で推移するか分からない部分もあるんで、そういったところをある程度考慮した中で、今回の予算措置をさせていただいておるものであります。町が無床診療所に方向転換することに起因して発生するものについては、この予算措置でやらせてもらおうということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありませんか。6番、森協議員。

○6番（森脇誠悟） 6番、森脇です。1点ほど予算の動きについてお伺いしたいんですが、24ページ、消防の9款1項2目の消防運営費であります。旅費が760万余り補正で出ておりますけども、先の総務常任委員会のほうで、この理由についてはお聞きをしたところですが、内容をお聞きしますと、退職の報償金が、少し読み違えで不足したということで、9節の旅費から流用したんだということのようです。財政課にお聞きすることになるんだと思いますが、本来、そういった予算が不足をして、急遽必要な場合は流用じゃなくて、充用のほうがいいんじゃないかというふうに、私は思います。私の考え方が間違っておれば、指摘をしていただければ構いませんが、それを9節から持ってって、差し向きの予算対応されたということですが、いかがでしょうか。これでよろしいのでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 6番、森協議員。

○6番（森脇誠悟） 少し具体的に説明をさせていただきますが、旅費に761万7000円、これは、実際中身は旅費ではなくて、退職報償金部分だということでもあります。こういったことが起きたのは、当初予算化をするのが若干見積もり不足ということで、急遽旅費から流用して報償金へ、こういったやり方が、正しいやり方なのかどうかということ。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 議員ご指摘のとおり、退職者が当初見積もっていた人数よりも増えたために、急遽旅費で対応させていただいたものです。予備費充用するべきではなかったのかというご指摘ではございますけども、緊急的に旅費の中から流用させて、対応させていただきました。

○議長（伊藤久幸） 6番、森協議員。

○6番（森脇誠悟） 緊急を要してということで、流用と充用の期間というのは、どのぐらい差があるんですか。書類的に。

○議長（伊藤久幸） 財政課長。

○財政課長（植田優香） ちょっと申し訳ありませんが、今、予備費についても流用についても、

決済についての期間的なものについて、相当な期間に差があるというふうには思っておりませんが、消防の運営事業の中で、消防団員の費用弁償について、予算を確保しておりましたので、そちらのほうで対応をさせていただいたということです。以上です。

○議長（伊藤久幸） 6番、森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 3回ということがありますので、はっきり言えば、退職報償金の積み上げが少し間違っただということはあってはならんことですが、見積もり不足だったということが起きたんで、それは仕方がない。それを、旅費は旅費として当初予算で計上されて、どういった旅費に使うかということの説明をいただいて、この予算は妥当だろうということで決まったわけです。そのものをずうっと予算を執行していく中で、これは相当見積もり誤りで、これは余るだろうということがあって、旅費を他の不足したところに流用するというのは、考えられないことはないと思いますが、それをちょうどいいぐらいに予算化してあったものを差し向きこっちに使って、また旅費で上げてくる。要は、予算が通りにくいものを他の項目で上げて、それをだますことによって、まだやるというふうなことが、悪く言えばですよ。そういうふうな間違い、大きな間違いが起りかねないと思います。だから、そのためには、予備費充用しかないんじゃないかと思います。今後もしこういうことがあって、ただ、これだけ見たら、もう旅費だろうというふうにするわけです。だが実際は旅費に使ってない、違うことに使ってるわけです。だから必要なものがあれば、こういった見積もり不足で、退職報償金の予算が不足しておったということがわかるような予算の流れを作っていたかかないと、今後こういうことがあり得るようでしたら、ちょっと心配かなというのがあります。どう思われるでしょうか。私の理解が間違っておれば、指摘をしていただければと思います。

○議長（伊藤久幸） 副町長。

○副町長（中原健） 議員のおっしゃられるとおりというふうに理解しております。充用ができるときには充用させていただいて、本来の予算科目に追加し、それを使用していくというのが本来のやり方だというふうに思っております。ただ、そのときにどういう状況だったか、私には分かりませんが、その予算内の中で対応してもらわなければ、ちょっとその予算的に難しいということがあったんかも知れませんが、実際には、議員のおっしゃられることがもっともだというふうに思っております。

○議長（伊藤久幸） ここで暫時休憩いたします。2時25分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 12分 休憩

午後 2時 25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 再開します。ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。議案第107号、平成30年度北広島町一

般会計補正予算第4号に、反対の立場で討論をいたします。歳出の諸支出金のところで豊平病院会計補助金として、一般財源から1億円繰り出すという補正予算が提案されております。指定管理料として、3年間で7億5400万円の債務負担行為をしているため、その上限をすべて支払うというふうな状況でありますから、他に出すところがないということで、補正予算が編成されたわけではありますが、随分乱暴な方法だと思います。町内には、指定管理の施設が多くありますが、利益が上がっても上がらなくても、その管理料で賄うというものであります。その金額の上乗せはあるものではありません。豊平病院だけが特別なものとなっています。仮にこの1億円が可決された場合、私は本来、町の出向職員、あるいは法人が雇用した職員の辞めたくないのに辞めさせられる、あるいは他の法人に移籍をするという状況が、本人の意思ではないところで決められるわけであります。そういうところに退職金であるとか、あるいは違う手当を付けるとかというふうな方法で、この1億円が算定されたのであるんなら、いくらか納得いくものでありますけれども、そういう方向にも行っていないということでもあります。公のお金をそのような状況で、執行部が提案をなさるといふことに、納得することができません。議員各位の皆さんの了解をいただければというふうに思って、反対の討論にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（伊藤久幸） 起立多数です。従って、議案第107号、平成30年度北広島町一般会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第108号 平成30年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（伊藤久幸） 日程第14、議案第108号、平成30年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第108号、平成30年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第109号 平成30年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（伊藤久幸） 日程第15、議案第109号、平成30年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討

論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第109号、平成30年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第110号 平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第16、議案第110号、平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第110号、平成30年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第111号 平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第17、議案第111号、平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第111号、平成30年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第112号 平成30年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第18、議案第112号、平成30年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第112号、平成30年度北広島町電気事業特

別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第113号 平成30年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第19、議案第113号、平成30年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第113号、平成30年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第114号 平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第20、議案第114号、平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第114号、平成30年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第115号 平成30年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第21、議案第115号、平成30年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、議案第115号、平成30年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第116号 平成30年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第22、議案第116号、平成30年度北広島町水道事業会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。 本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（伊藤久幸） 挙手全員です。したがって、議案第116号、平成30年度北広島町水道事業会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第117号 平成30年度北広島町豊平病院事業会計補正予算（第2号）

- 議長（伊藤久幸） 日程第23、議案第117号、平成30年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。先ほど一般会計から1億円、豊平病院会計に繰り入れるというのが可決をされました。その1億円の中身たるは、これから来年4月から診療所になるということで、入院あるいは外来が減るだろうという非常に温かいお考えの中で、その予算が組まれたということであります。豊平病院会計は、また後ほど採決がありますけども、仮に通って、この1億円を豊平病院会計に入った場合、その使用目的は、当然診療報酬の関係に使われるだろうというふうには思いますけれども、病院側には非常に手厚い方法を考えでありますけども、豊平病院に勤めている、町の職員が出向している方については、退職金規定によって退職金が支払われるということはありませんけれども、法人の職員さんに至っては、あるいは臨時職員に至っては、本人が辞めたいと思って辞めるのではないわけですが、その退職金等の手立てについては、この1億円等の中からお考えをしておられるかというのを、お聞きをしてみたいと思います。
- 議長（伊藤久幸） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 法人の職員、臨時職員の方に対しての手当について考えているかということについてでございます。指定管理者の給与規定、退職金等の規定に併せての支払い手当という形になると聞いておりますので、直接この1億円が手当のほうにいくということではなく、今回の1億円については、先ほどから説明させていただいているところの、診療報酬の部分の減収に対応するものでございます。以上でございます。
- 議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） もう一度重ねて言いますけれども、齊和會の企業さんのことについては、減収が見込まれる部分についての補填をしていくんだという考え方が、大きく出されましたけれども、職員の方については、私は、取り決めの中にも、これは3年というのがあったかもしれませんが、3年を超える職員は1人もいないんです。ということは、どこを見

でも、退職金たるものが出るということにならないのかなというふうなことを思っていますけれども、そこのところ、それこそ企業には優しく、人には厳しいというふうには言いませんけれども、そこのところまで考えて物事を進めていただかなくては、本人の意思でないところで退職、あるいは職変えをしなくてはならない、次の職を探さなくてはならないということもあつたりする場がかなりあります。80人もの職員さん、これは町の出向も含めてでありますけれども、そこら辺が考えられずに来ているということが、非常に解せないわけではありますが、そこのところをもう少し、他な、いい方法があるだろうということを、この場で述べていただきたいと思います。町長に所見を伺いたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 町の職員も町の規定に基づいて、それは処理をさせてもらいますし、齊和會雇用の職員さんに対しても、その雇用契約で決められたことに沿って対応させていただくというのが、本意であろうというふうに思います。ただ、次の職場等斡旋も含めて、町も責任持って対応させてもらおうというふうに思っております。

○議長（伊藤久幸） 10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 3回目の質問でありますから、最後になるんでありますけれども、やはり再就職等の斡旋は責任を持って、誠意を持って関わるんだということは、言うてもらっておりますけれども、やはり次に勤める場合には準備金というのも当然要るということもあります。職安辺りでも、そういうのが出ているというふうな方向もありますので、今回は、町が町の都合で診療所に変える、診療所に変えるがために決断をしなくてはならないということが、新たに起こる人については、特に温かい方策を考えてもらう必要があると思いますので、再度要請を試みたいと思います。ご回答お願いします。

○議長（伊藤久幸） 副町長。

○副町長（中原健） ただいま町長も申しましたように、退職規定等に従って、そういったものについては、支払い等していくという考え方でおります。

○議長（伊藤久幸） ほかに質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾泰文であります。議案第117号、平成30年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第2号に対して、反対の立場で討論いたします。指定管理者に対する債務負担行為の額は3年間で7億5400万円で契約しています。その金額も上限であって、それをすべて使い切らなくてはいけないという性格のものではありません。それを使い切って、赤字が出るかもしれないという予想に立って、1億円一般会計から繰り入れるということが提案されています。昨年の決算書から見ても、その1億円の金額に匹敵する金額は、どこからも出てきません。使わなかったら返してもらおうと言われますが、予算というものは、そのような状況の中で作られるものではないと思います。そのようないい加減なものではないというふうに思っています。これでは、今のような状況では何でもありということで、とても見過ごすことはできません。よって、この議案には反対をいたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（伊藤久幸） 起立多数です。従って、議案第117号、平成30年度北広島町豊平病院事業会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（伊藤久幸） 日程第24、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25 請願、陳情等の常任委員会審査報告

○議長（伊藤久幸） 日程第25、請願、陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で、各常任委員会へ審査の付託を行っております、請願、陳情等の審査の結果報告を求めます。総務常任委員会中田委員長。

○総務常任委員長（中田節雄） 委員会審査報告をいたします。平成30年12月19日、北広島町議会議長伊藤久幸様。総務常任委員会委員長中田節雄。12月7日本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件番号、陳情第13号。件名、信号機設置に係る陳情書。審査の結果、採択であります。理由は、地域安全の確保のため採択といたします。以上、よろしくお願いたします。

○議長（伊藤久幸） 次に、文教厚生常任委員会大林委員長。

○文教厚生常任委員長（大林正行） 委員会報告を行います。平成30年12月19日、北広島町議会議長伊藤久幸様。文教厚生常任委員会委員長大林正行。12月7日本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。事件の番号、陳情第10号。件名、平成31年度理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてのお願い。審査の結果は、採択でございます。採択の理由は、本町では補助金を活用して、理科教育設備の整備を実施しておりますが、まだ未整備の学校もあるため採択といたしました。陳情第12号、北広島町立小学校・中学校空調設備設置に関する要望書。審査の結果は、採択です。採択の理由は、すべての工事を6月末までに完了することは、困難と考えておりますけれども、できる限り早急に設置を希望するため採択といたしました。陳情第17号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求め

る請願書。採択でございます。採択の理由は、看護師などの夜勤交替制労働者の労働環境を改善し、医療関係者を大幅に増員することにより、安全・安心の医療・介護を実現する必要があるため、採択といたしました。なお、本件については、意見書の提出を行います。

○議長（伊藤久幸） 次に、産業建設常任委員会宮本委員長。

○産業建設常任委員長（宮本裕之） 平成30年12月19日、北広島町議会議長伊藤久幸様。産業建設常任委員会委員長宮本裕之。委員会審査報告。12月7日、本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第9号。件名、平成30年度北広島町行政施策に対する要望書。審査の結果は、採択であります。理由として、小規模事業者の実施可能な範囲での入札機会を増加等させることは、地域経済・地域コミュニティの活性化につながるため採択といたします。陳情第19号、平成31年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書。審査の結果は、採択であります。理由として、商工会の活発な事業活動は、地域経済・地域コミュニティの活性化につながるため採択とするものであります。

○議長（伊藤久幸） 以上で、常任委員会の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第26 陳情審査

○議長（伊藤久幸） 日程第26、陳情審査を行います。陳情第9号、平成30年度北広島町行政施策に対する要望書を議題とします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、陳情第9号、平成30年度北広島町行政施策に対する要望書を採決します。本件について、産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は、挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第27 陳情審査

○議長（伊藤久幸） 日程第27、陳情審査を行います。陳情第10号、平成31年度理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてのお願いを議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、陳情第10号、平成31年度理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてのお願いを採決します。本案について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は、挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第28 陳情審査

○議長（伊藤久幸） 日程第28、陳情審査を行います。陳情第12号、北広島町立小学校・中学校空調設備設置に関する要望書を議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情第12号、北広島町立小学校・中学校空調設備設置に関する要望書を採決します。本案について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は、挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第29 陳情審査

○議長（伊藤久幸） 日程第29、陳情審査を行います。陳情第13号、信号機設置に係る陳情書を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、陳情第13号、信号機設置に係る陳情書を採決します。本件について、総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は、挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第30 陳情審査

○議長（伊藤久幸） 日程第30、陳情審査を行います。陳情第17号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願書を議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、陳情第17号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める請願書を採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は、挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第31 陳情審査

○議長（伊藤久幸） 日程第31、陳情審査を行います。陳情第19号、平成31年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書を議題とします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、陳情第19号、平成31年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書を採決します。本件について、産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は、挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第32 発議第8号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出について

○議長（伊藤久幸） 日程第32、発議第8号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が、意見書案の朗読を行います。事務局。

○事務局長（坂本伸次） 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書案。厚生労働省は、医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきた。しかし、医療・介護現場では、以前、深刻な人手不足となっており、国においては、看護師など医療従事者の確保を進めていく必要がある。併せて、医療・介護従事者の確保、定着などを促進し、住民本位の地域包括ケアの実現を図ることが切実に求められている。ついては、安全・安心の医療・介護を実現するために、医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働の改善と、大幅増員を図る対策を講じられるよう、次の事項について国に要望するものである。記、1、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。2、医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。（1）1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。（2）夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。（3）介護施設などにおける1人夜勤を早期に解消すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成30年12月19日、広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣・厚生労働大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣。

○議長（伊藤久幸） これで、意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。13番、伊藤淳議員。

○13番（伊藤淳） 発議第8号、平成30年12月19日。北広島町議会議長伊藤久幸様。提出

者、北広島町議会議員伊藤淳。賛成者、北広島町議会議員敷本弘美、同北広島町議会議員山形しのぶ、同北広島町議会議員室坂光治。同北広島町議会議員大林正行。安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出について。標記の議案を、次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨、看護師など夜勤交替制労働者の労働環境を改善し、医療関係従事者を大幅増員することにより、安全・安心の医療・介護を実現するため、国において対策を講じられるよう意見書を提出するものである。

○議長（伊藤久幸） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、発議第8号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 発議第9号 岩国基地所属米軍機の墜落事故の原因究明と再発防止策が講じられるまで同型機の飛行停止を求める意見書

○議長（伊藤久幸） 日程第33、発議第9号、岩国基地所属米軍機の墜落事故の原因究明と再発防止策が講じられるまで同型機の飛行停止を求める意見書を議題とします。事務局が、意見書案の朗読を行います。事務局。

○事務局長（坂本伸次） 岩国基地所属米軍機の墜落事故の原因究明と再発防止策が講じられるまで同型機の飛行停止を求める意見書案。12月6日未明、米海兵隊岩国基地に所属するFA18戦闘攻撃機とKC130空中給油機が、高知県沖約100kmの上空で接触し、海上に墜落した。11月には、米軍岩国基地所属のFA18戦闘攻撃機が、沖縄本島の沖合でエンジントラブルにより墜落したばかりである。このほかにも、6月には米軍嘉手納基地のF15戦闘機が、那覇市の沖合の海上に墜落している。このように日本の周辺では、在日米軍機の事故が相次いでいる。岩国基地所属の米軍機は、日常的に北広島町上空の訓練空域エリア567で低空飛行等の訓練を行っており、もしも私たちの上空で起きたらと、大きな不安や恐怖感を住民は抱いている。今回の墜落事故の原因を一刻も早く明らかにするとともに、再発防止策が講じられるまで、同型機の飛行停止を米軍に強く求めるよう要請する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成30年12月19日、広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣・外務大臣・防衛大臣。

○議長（伊藤久幸） これで、意見書案の朗読を終わります。本案について、趣旨説明を求めます。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。発議第9号、平成30年12月19日、北広島町議会議長伊藤久幸様。提出者、北広島町議会議員美濃孝二。賛成者、北広島町議会議員梅尾泰文、同中田節雄。岩国基地所属米軍機の墜落事故の原因究明と再発防止策が講じられるまで、同型

機の飛行停止を求める意見書。標記の議案を、次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨、北広島町は、米軍機の訓練空域エリア567及びブラウンルートの直下であり、日常的に米軍機の訓練や飛行が行われ、住民は、いつか落ちてくるのではとの不安に脅かされている。こうしたときに起きた、6日の高知県沖での米軍機衝突事故など一連の事故は、さらなる恐怖に陥れるものである。よって、これらの原因究明と再発防止策が講じられるまで、同型機の飛行停止を米軍に求めるよう、国に要請するものです。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（伊藤久幸） これ趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、本案について採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（伊藤久幸） 挙手全員です。従って、発議第9号、岩国基地所属米軍機の墜落事故の原因究明と再発防止策を講じられるまで、同型機の飛行停止を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第34 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（伊藤久幸） 日程第34、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。お手元に配付のとおり、総務常任委員会並びに文教厚生常任委員会の各委員長より、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） 異議なしと認めます。従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） 以上で、本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで、町長から発言の申し出がありますので、発言を許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 12月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。12月7日の開会から本日までの13日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議のもと、提案いたしましたすべての議案につきましてご承認をいただき、まことにありがとうございました。とりわけ本議会におきましては、豊平病院の無床診療所への転換という重い決断をし、ご承認をいただきました。今後も地域医療をしっかりと維持していくとともに、医療・保健・福祉・介護の包括ケアシステムの充実を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。また、非常に厳しい財政状況ではありますが、財政の健全化を図り、将来にわたり持続可能な財政基盤づくりに向けて取り組んでまいります。今後とも町行政の運営につきましてのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。時節柄、議員、町

民の皆様にはご自愛いただき、ご健勝で新年を迎えられますことを祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（伊藤久幸） 12月議会の閉会に当たり、一言申し上げます。12月7日から本日まで13日間の会期でありました。提出議案、陳情を慎重審議され、全議案を議了いたしました。行政におかれましては、本定例会における質疑や意見など、今後の予算編成、予算執行に反映されるよう、要望しておきます。以前にも増して、各委員長中心に、議会活動は活発に行われ、成果があらわれてきているように思います。なお一層の町民の負託に応えられる議会になるようにしなくてはなりません。今年も残りあと10日余りとなりました。いよいよ本格的な冬の到来です。議員各位には、お体をご自愛の上、輝かしい新年を迎えられ、幸多き年になることを祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。これで、平成30年第4回北広島町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 35分 閉 会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

北広島町議会副議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員